

令和２年度食品廃棄物等の年間発生量及び食品循環資源の再生利用等実施率 (推計値)

令和２年度の食品産業全体の食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等実施率の推計値は以下のとおりとなった。

１ 食品廃棄物等の発生量

食品産業全体の食品廃棄物等の年間発生量は、16,236千トンとなり、前年度に比べ7.5%の減少となった。これを業種別にみると、食品製造業は13,389千トン（前年度比5.9%減）、食品卸売業は231千トン（同6.2%減）、食品小売業は1,110千トン（同6.4%減）、外食産業は1,506千トン（同20.8%減）となった。

(単位：千トン)

業種	令和２年度	(参考)令和元年度	対前年度増減率
食品産業計	16,236	17,556	-7.5%
食品製造業	13,389	14,224	-5.9%
食品卸売業	231	247	-6.2%
食品小売業	1,110	1,185	-6.4%
外食産業	1,506	1,900	-20.8%

※対前年度増減率は、それぞれトン単位の数値を基に算出している。

２ 食品循環資源の再生利用等実施率

食品産業全体の食品循環資源の再生利用等実施率は86%で、これを業種別にみると、食品製造業は96%、食品卸売業は68%、食品小売業は56%、外食産業は31%であった。

なお、食品リサイクル法に基づく食品循環資源の再生利用等実施率の目標は、令和６年度までに食品製造業で95%、食品卸売業で75%、食品小売業で60%、外食産業で50%に向上させることとなっている。

業種	令和２年度	(参考)令和元年度	目標値
食品産業計	86%	85%	-
食品製造業	96%	96%	95%
食品卸売業	68%	64%	75%
食品小売業	56%	51%	60%
外食産業	31%	32%	50%

(推計方法)

食品廃棄物等の年間発生量が100トン以上の事業者からの発生量（定期報告値）と年間発生量が100トン未満の事業者からの発生量の推計値を合算することで、食品産業全体からの年間発生量を推計した。

このうち、年間発生量が100トン未満の事業者からの発生量は、食品循環資源の再生利用等実態調査(平成29年度)を基に推計した。

■食品廃棄物等の発生量及び再生利用等の内訳（令和２年度推計）

1食品廃棄物等の発生量の内訳及び再生利用等実施率

令和２年度の食品産業全体の食品廃棄物等の年間発生量（推計値）は、16,236千ｔとなり、前年度より1,320千ｔ減少した（対前年度比 92.5％）。

これを業種別にみると、食品製造業が13,389千ｔと最も多く、次いで外食産業が1,506千ｔ、食品小売業が1,110千ｔ、食品卸売業が231千ｔの順となっており、前年度と比較して食品製造業、食品卸売業、食品小売業ではそれぞれ約６％、外食産業では約21％減少した。

食品産業全体での食品廃棄物等の再生利用等の内訳は、再生利用の実施量が11,427千ｔ（70％）と最も多く、次いで廃棄物としての処分量が2,301千ｔ（14％）、減量した量が1,763千ｔ（11％）、熱回収の実施量が415千ｔ（３％）、再生利用以外が330千ｔ（２％）の順となっている。

再生利用等実施率については、令和元年に公表した基本方針において、令和６年度までに業種全体で食品製造業は95％、食品卸売業は75％、食品小売業は60％、外食産業は50％を達成するよう目標を設定している。

令和２年度は、食品製造業は目標達成を維持、また、食品卸売業は前年度比＋４％、食品小売業は同＋５％と向上している。引き続き、業種全体での目標達成に向けた取組を進める必要。

○ 令和２年度推計値

※各項目の上段（ ）内の数値は、食品廃棄物等の年間発生量の合計に占める割合である。

区 分	食品廃棄物等の年間発生量						発生抑制 の実施量	再生利用 等実施率	基本方針 における 目標値
	合 計	再生利用 の実施量	熱回収 の実施量	減量した量	再生利 用以外	廃棄物 としての 処分量			
	千 ｔ	千 ｔ (70%)	千 ｔ (3%)	千 ｔ (11%)	千 ｔ (2%)	千 ｔ (14%)	千 ｔ	%	%
食品産業計	16,236	11,427	415	1,763	330	2,301	3,083	86	
食品製造業	13,389	10,585	412	1,740	309	344	2,373	96	95
食品卸売業	231	134	3	11	17	67	33	68	75
食品小売業	1,110	427	0	3	3	676	420	56	60
外食産業	1,506	282	0	9	2	1,213	257	31	50

- 注：１ 令和２年度推計値は、食品リサイクル法第９条第１項に基づく定期報告結果と「食品循環資源の再生利用等実態調査（平成29年度）」（農林水産省）を用いて推計したものである。
- ２ 単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。
- ３ 表中に用いた記号は次のとおりである。
- 「0」：単位に満たないもの（例：400 ｔ→0千 ｔ）

（参考）対前年度比

区 分	食品廃棄物等の年間発生量						発生抑制 の実施量	再生利用 等実施率 の増減
	合 計	再生利用 の実施量	熱回収 の実施量	減量した量	再生利 用以外	廃棄物 としての 処分量		
食品産業計	92.5%	93.4%	93.4%	96.4%	94.7%	85.1%	85.1%	0%
食品製造業	94.1%	93.7%	93.2%	96.8%	95.3%	93.4%	80.4%	0%
食品卸売業	93.8%	100.0%	145.2%	99.3%	108.9%	79.4%	116.3%	+4%
食品小売業	93.6%	97.7%	72.8%	74.3%	91.9%	91.4%	131.7%	+5%
外食産業	79.2%	77.0%	48.8%	54.2%	30.4%	80.3%	79.1%	-1%

2 食品リサイクル法で規定している食品循環資源の再生利用の用途別の内訳

食品産業全体の食品リサイクル法で規定している再生利用の用途別の実施量の内訳は、飼料が8,643千t(76%)と最も多く、次いで肥料が1,769千t(15%)、メタンが458千t(4%)、油脂及び油脂製品が454千t(4%)、炭化して製造される燃料及び還元剤が58千t(1%)、きのこ類の栽培のために使用される固形状の培地が41千t、エタノールが4千tの順となっている。

○ 令和2年度推計値

※ 各項目の上段()内の数値は、食品リサイクル法で規定している用途別の実施量の合計に占める割合である。

区 分	食品リサイクル法で規定している用途別の実施量							
	合 計	肥 料	飼 料	きのこ類の栽培のために使用される固形状の培地	メタン	油脂及び油脂製品	炭化して製造される燃料及び還元剤	エタノール
	千 t	千 t	千 t	千 t	千 t	千 t	千 t	千 t
食品産業計	11,427	1,769	8,643	41	458	454	58	4
食品製造業	10,585	1,504	8,288	41	412	286	49	3
食品卸売業	134	69	40	1	4	18	2	—
食品小売業	427	122	171	0	34	94	6	0
外食産業	282	73	144	—	8	56	1	0

- 注：1 令和2年度推計値は、食品リサイクル法第9条第1項に基づく定期報告結果と「食品循環資源の再生利用等実態調査（平成29年度）」（農林水産省）を用いて推計したものである。
2 単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。
3 表中に用いた記号は次のとおりである。
「0」：単位に満たないもの（例：400t→0千t）
「—」：事実のないもの

（参考）対前年度比

区 分	食品リサイクル法で規定している用途別							
	合 計	肥 料	飼 料	きのこ類の栽培のために使用される固形状の培地	メタン	油脂及び油脂製品	炭化して製造される燃料及び還元剤	エタノール
食品産業計	93.4%	89.6%	94.1%	101.3%	90.9%	96.0%	123.9%	95.7%
食品製造業	93.7%	91.0%	94.0%	101.8%	90.5%	99.3%	129.8%	95.2%
食品卸売業	100.0%	91.2%	92.2%	70.5%	92.1%	214.9%	223.0%	0.0%
食品小売業	97.7%	99.3%	94.7%	—	108.6%	98.6%	87.6%	82.3%
外食産業	77.0%	59.8%	96.7%	—	61.6%	68.8%	79.5%	239.6%